

ネットワーク時代の権利保全
平成14年知的財産関係法改正を踏まえて
弁護士 小川 晃 司

1. はじめに

今日世界は急速な勢いで変化し、人類がこれまでに経験したことのないネットワーク社会という、まったく新しい社会環境に突入しています。

生活のあらゆる側面にコンピュータが入り込んだネットワーク時代においては、地球規模の社会活動が繰り広げられ、ナノテクノロジー、ライフサイエンス、最先端ITなどの新しい技術が関連しあい、強化推進されており、そのような環境の中でわが国もまたバブル時代の後遺症を抜け出し、産業競争力再生を果たすことが焦眉の急となっています。

このような現状を踏まえ、我が国の小泉政権において、従来の「技術立国」概念をさらに進め、知的財産を元に、製品やサービスの高付加価値化を進め、経済・社会の活性化を図る国づくり、すなわち「知的財産立国」を目指すことを決定し、そのため知的財産戦略会議を設置し、「知的財産戦略大綱」を発表して具体的施策の立案を行ってきました。

また同じ文脈の中で、昨年度は知的財産関連法令において、ネットワーク時代に対応することを目指したと思われるいくつかの改正が行われました。

ここでは、駆け足的ではありますがその概要をご説明させていただきます。

2. 特許法における改正

特許法においては、情報技術の急速な進展に伴い、ネットワークを利用した新たな事業活動に即応した法整備を行うとともに、特許権等の効力範囲を見直す必要性が打ち出され、さらに制度の国際的調和、出願人の負担軽減、審査の効率化のため、特許および実用新案の出願方式の見直しが行われました。

具体的には、以下のとおりです。

2.1 ソフトウェア等情報財の特許保護強化とネットワーク取引の促進

現行法は発明が「物＝有体物」として活用されることを念頭に規定されているため、有体物ではないコンピュータ・プログラムそのものについて特許法で保護される範囲が必ずしも明らかではありませんでした。

そこで、ブロードバンド（＝大容量ネットワーク通信網）化に伴って、CD-ROM等の媒体に記録されない状態で、インターネット上でダウンロード等により販売・流通されるプログラムの増大という現状を踏まえ、特許化されたプログラム等をネットワーク上において無断で送信する行為等も特許権侵害にあたることが明確化されました（同法第2条3項1号。ただし平成14年9月1日以降の行為に適用）。

2.2 間接侵害規定の拡充

旧法は特許権の侵害に使われる部品や材料を侵害者に供給する幫助的行為等を侵害行為に含めてはいましたが、対象をその生産にのみ使用する部品（専用部品）に限定しているため、実際には侵害が認められるケースは少ないという実態がありました。

そこで、権利保護強化の観点から、特許発明であることおよび侵害に用いられることを知りながら部品を供給する行為にまで間接侵害の成立範囲を拡大しました。

2.3 出願人の負担軽減と迅速かつ適正な審査の促進

国際化、加速化するネットワーク社会の実情に鑑み、出願手続についても出願の負担軽減と審査の迅速・適正化のため、以下のとおりの改正が行われました。

特許出願の方式を他の先進国や国際出願に整合させ、出願準備の負担を軽減するために、明細書から特許請求の範囲を分離（平成14年4月17日から1年6ヶ月以内の政令指定日から適用）。

国際出願における国内書面の提出期間が一律30カ月に延長。また、翻訳文の質的向上を促し、出願人の便宜及び審査の促進を図るため、翻訳文の提出に際し2ヶ月間の猶予期間を付与（平成14年9月1日以降に提出期限内の出願にも適用）。

迅速かつ適確な審査の実現を図るため、出願人が有する先行技術文献情報を出願の際に審査官に開示（平成14年9月1日以降の出願にも適用）。

2.4 近時の動き

政府の「知的財産戦略大綱」を踏まえ、本年2月18日においても、以下の内容の「特許法等の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。

（1）特許関連料金制度の改正

戦略的な特許取得を奨励する料金体系への移行

審査に係る経費を勘案しつつ、出願人間のコスト負担の不均衡を是正するとともに、適正な審査請求行動の促進を図るため、出願手数料と特許料を減額、審査請求手数料を増額し、同時に特許一件当たりの総費用を軽減することにより、出願人の戦略的な取組に対するインセンティブの強化を図る。

審査請求手数料返還制度の導入

審査請求後、権利取得の必要性が低下した出願を取り下げた場合、請求により審査請求手数料の一部を返還する制度を導入し、出願人が費用を節減する機会を提供する。

減免措置の見直し

産業技術力強化の観点から、特許料・審査請求手数料の軽減措置の対象に地方公共団体の試験研究機関等を追加。また、減免措置の対象者が権利を共有する場合、その持分に応じて各自の減免措置の適用を受けるよう規定を整備する。

（2）特許権に関する迅速かつ適確な紛争処理の実現

特許の有効性を争う紛争処理制度の一本化

特許の有効性を争う制度として併設されている異議申立制度と無効審判制度を新たな無効審判制度に統合・一本化し、紛争解決の短縮化、当事者負担の軽減を図る。

特許の有効性を争う事件の迅速な解決

無効審判の審決をめぐり、特許庁と東京高裁の間で事件が行き来する状況を合理的に遮断することにより紛争の迅速な解決を図る。

（3）国際的権利取得の円滑化

国際的権利取得に係る出願人の負担を軽減し、その円滑化を図るため、複数の発明を一通の願書にまとめて出願できる要件（発明の単一性の要件）を国際的に調和させるとともに、国際特許出願について自動的に特許条約の全締約国に出願したとみなす制度を導入。

上記法案は本国会に提出、審議中ですが、いずれも加速化・国際化するネットワーク社会を踏まえ、権利取得および紛争解決の迅速・適正化に向けた法的基盤整備を目的とするものといえるでしょう。

3. 商標法における改正

商標法においても、以下のとおりの改正が行われました。

3.1 ネットビジネスで使用される商標の信用保護強化

旧法はやはり有体物に付される商標を念頭において規定されているため、近年のネットビジネスの増大に伴い、インターネット上での商品やサービスの提供が普及した現実を踏まえ、ネットワークを介した商品流通、サービス提供および広告等の事業活動において、画面上に表示して商標を使用する行為についても、商標権侵害となることが規定されました（同法2条3項7号、8号。ただし平成14年9月1日以降の行為に適用）。

3.2 出願人の負担軽減と迅速かつ適確な審査の促進

国際化、加速化するネットワーク社会の実情に鑑み、出願手続に当たって商標法においても以下の通り負担軽減が図られました。

国際商標登録出願の個別手数料のうち、登録料に相当する額について、国内出願の場合と同様、出願が国内で登録査定された場合に支払うこととする（平成14年4月17日から1年以内の政令指定日から適用）。

4. 著作権法における改正

著作権法においては、ネットワーク上で流通する音楽等の著作物の増大を踏まえ、放送番組・有線放送番組を無断でインターネ

ットなどにより再送信する行為を防止するため、放送事業者および有線放送事業者に対し「送信可能化権」を付与すること、および「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約」(WIPO実演・レコード条約)締結に必要な改正が行われました。

4.1 送信可能化権

ブロードバンドネットワーク化に伴い、音楽やスポーツ放送などをそのまま直接インターネットなどで流すことが可能となり、放送を無断で再送信する行為が多発していました。

これに対し、従来放送業者に付与されていた「再放送権」、「有線放送権」は、それぞれ放送、有線放送に対する権利であり、これ以外のインターネット放送のように、公衆からのアクセスに応じて自動送信するインタラクティブ送信(自動公衆送信)には、その権利が及びませんでした。

また放送内容をディスクなどに保存(複製)し、送信する行為に対しては、現行の著作権法でも放送事業者に付与されている「複製権」で対応することができましたが、受信した放送番組を保存(複製)せずにそのまま直接送信する行為については、この複製権では対応できませんでした。

そこで、今回の改正で放送事業者および有線放送事業者にも送信可能化権が付与され、放送番組および有線放送番組についてインターネットなどを用いて無断送信する行為に対して、差止請求するなどの法的措置をとることができるようになりました(同法第92条の2、第96条の2、第99条の2、第100条の4。平成15年1月1日施行)。

4.2 実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約(WIPO実演・レコード条約)に伴う改正

同条約に伴う改正は実演家の権利の整備です。

「実演」自体は著作物ではありませんが、従来から実演者についても、著作物の創作活動に準じる創造的活動が行われていることに鑑み、録音・録画権、放送・有線放送権等の著作隣接権を与えて保護してきましたが、さらに進んで実演者自身に著作権者と同様の人格権を付与し(同法第90条の2、第90条の3、第101

条の2。平成14年10月9日施行)、さらにネットワークの発達に伴い、実演家の生実演の代わりに実演が録音されているレコードの使用が一般化することにより、実演家の実演機会が減少し、逆に放送事業者は、実演家の出演を要せず相当の利益を上げ得るようになったことの利害調節を目的として、実演が録音されている商業用レコードを用いた放送・有線放送がなされた場合には、実演家にこれに対する二次使用料の請求権を認めることとしました(第95条1項。平成14年10月9日施行)。

5. まとめ

現在政府において推進されている知的財産立国に向けたアクションプログラムは、ネットワーク社会におけるコンペティション(競争)に勝ち抜いていける産業構造の強化を目的としています。平成14年においてはすでに述べてきた諸改正のみならず、アクションプログラムの理念を法律の形で宣言した「知的財産基本法」が制定されました。

その全体構想は、知的財産法自体の整備にとどまらず、研究機関振興や人材育成による知的財産の創造の推進、迅速かつ適確な審理・審判や特許裁判所などの紛争解決機関の整備、大学等からの技術移転促進、知的財産の評価・活用、国民の知的財産意識の向上など、多岐に及んでいます。

これから展開されていく施策の具体的内容およびその評価は現時点ではまだ十分に定まっているとはいえませんが、知的財産権を基礎とするネットワーク社会というわが国の方向性自体は揺るがないものと思われれます。

このような背景をご理解いただいた上で、ネットワーク時代の知的財産制度をどのようにご自分のビジネスに活かしていくか、本発表がそのご検討の一助になれば幸いです。